

改正

昭和60年6月1日
昭和62年4月1日
昭和63年3月1日
平成元年3月3日
平成2年2月28日
平成3年2月27日
平成3年8月27日
平成3年8月27日
平成3年11月12日
平成4年5月27日
平成5年3月10日
平成5年8月23日
平成7年3月1日
平成7年12月4日
平成8年5月28日
平成9年5月28日
平成10年5月27日
平成11年5月26日
平成13年3月2日
平成13年5月31日
平成15年3月4日
平成16年3月10日
平成18年12月25日
平成19年3月14日
平成20年3月10日
平成24年11月30日
平成25年8月22日
平成25年11月11日
平成27年3月10日
平成27年8月31日
平成28年3月7日
平成28年5月30日
平成29年3月14日
平成30年3月8日
令和元年5月31日
令和元年6月4日
令和3年3月18日
令和5年3月23日
令和5年5月31日

産業医科大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 産業医科大学大学院（以下「大学院」という。）は、産業医科大学の目的及び使命に基づき、医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問についての学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展並びに労働環境と健康に関する分野における医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の進展と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(研究科)

第2条 大学院に、医学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 大学院における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定めるものとする。

(課程)

第3条 研究科の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

(専攻)

第4条 研究科に、次の専攻を置く。

医学専攻（博士課程）

産業衛生学専攻（博士課程）

看護学専攻（修士課程）

2 産業衛生学専攻（博士課程）は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(定員)

第5条 学生の定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	課程名	専攻名	入学定員	収容定員
医学研究科	修士課程	看護学専攻	5名	10名
	博士前期課程	産業衛生学専攻	10名	20名
	博士後期課程	産業衛生学専攻	8名	24名
	博士課程	医学専攻	40名	160名
		計	63名	214名

(修業年限)

第6条 修業年限は、修士課程又は博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を標準とする。

2 博士課程（医学専攻）にあつては、4年を標準とする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、修士課程又は博士前期課程にあつては3年を、博士後期課程にあつては5年を超えることはできない。

2 博士課程（医学専攻）にあつては、6年を超えることはできない。

(長期履修)

第7条の2 学生が職業を有している等の事情により、第6条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修」という。）を希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の長期履修を認められた場合は、修士課程又は博士前期課程にあつては4年を、博士後期課程にあつては6年を、博士課程（医学専攻）にあつては7年を限度として第7条に規定する期間を超えて在学することができる。

3 前2項に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条の2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条の3 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開学記念日 4月28日

春季休業 3月21日から4月10日まで

夏季休業 7月21日から8月31日まで

冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 春季、夏季及び冬季の各休業期間は、教育上必要があるときは、学長はこれを変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 組織運営

（教員組織）

第9条 研究科の授業は、大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）に定める資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

2 学位論文の作成等に関する研究指導は、各専攻に置く指導教員が担当する。

（研究科委員会）

第10条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第11条 削除

第3章 教育方法等

（教育方法）

第12条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目等）

第13条 研究科における授業科目、配当単位数及び履修方法は別表のとおりとする。

（履修科目の選定及び届出）

第14条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとし、研究科委員会に届け出るものとする。

第15条 削除

（他の大学院等における授業科目の履修等）

第15条の2 学長が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、15単位を超えない範囲で第18条に定める課程修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、次条第2項の規定により認定された単位数と合わせて、20単位を超えないものとする。

3 学長が教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所等（以下「大学院等」という。）との協議に基づき、学生に当該大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。

4 第1項及び前項の規定により授業科目を履修した期間及び研究指導を受けた期間は、第18条に定める課程修了の要件となる在学期間を含めることができる。

5 第1項及び第3項の取扱いについては、別に定める。

（他の大学院における既修得単位の認定）

第15条の3 学長が教育上有益と認めるときは、大学院に入学する前に他の大学院において学生が修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により認定することができる単位については、15単位を超えない範囲で第18条に定める課程修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、前条第2項の規定により認定された単位数と合わせて、20単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により大学院において修得したものとして認定された単位数及びその修得に要した期間その他を勘案して、第18条に定める課程修了の要件となる在学期間を1年を超えない範囲で短縮することができる。

4 第1項及び前項の取扱いについては、別に定める。

（履修の認定）

第16条 各授業科目の履修の認定は、所定の期間内に行う試験による。

2 疾病その他止むを得ない事由によって前項の試験を受けられなかった者は、追試験を受けることができる。

3 第1項の試験及び前項の追試験の実施方法等については、別に定める。

(成績の評価及び単位の付与)

第17条 前条の規定による試験及び追試験の成績の評価は、優(100点から80点)、良(79点から70点)、可(69点から60点)、不可(59点以下)の4段階に区分し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

第4章 課程の修了要件及び学位の授与

(課程の修了要件)

第18条 修士課程又は博士前期課程の修了要件は、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、研究科に3年以上在学し、所定の授業科目を10単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士課程(医学専攻)の修了要件は、研究科に4年以上在学し、所定の授業科目を36単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第19条 前条に規定する最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある授業科目について行うものとする。

第20条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、研究科委員会において審査し、学長が決定する。

(学位の授与)

第21条 学長は、修士課程を修了した者に修士(看護学)の学位を、博士前期課程を修了した者に修士(産業衛生学)の学位を、博士後期課程を修了した者に博士(産業衛生学)の学位を授与する。

2 学長は、博士課程(医学専攻)を修了した者に博士(医学)の学位を授与する。

3 学長は、前項によるもののほか、博士課程(医学専攻)を経ない者又は修了しない者で、産業医科大学学位規程(昭和60年規程第12号)の定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士(医学)の学位を授与する。

4 学位論文の審査及び試験の方法その他学位に関する事項は、産業医科大学学位規程で定める。

第5章 入学、転入学等

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第23条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の

政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院が、大学院の定める所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、大学院が、大学院の定める所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、大学院が、大学院の定める所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (12) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 博士課程(医学専攻)に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学の医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年(最終の課程は、医学又は歯学を履修する課程)の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年(最終の課程は、医学又は歯学を履修する課程)の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年(最終の課程は、医学又は歯学を履修する課程)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の

政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学又は歯学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学(医学又は歯学を履修する課程)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年(最終の課程は、医学又は歯学を履修する課程)の課程を修了し、大学院が、大学院の定める所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(8) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年(最終の課程は、医学又は歯学を履修する課程)の課程を修了し、大学院が、大学院の定める所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(9) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年(最終の課程は、医学又は歯学を履修する課程)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、大学院が、大学院の定める所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学(医学又は歯学を履修する課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の志願)

第24条 入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書に検定料及び所定の書類を添えて、学長に願出しなければならない。

2 入学の志願手続等については、別に定める。

(入学者の選考)

第25条 前条の入学志願者に対しては、学力試験、健康診断、出身大学長の提出する調査書等を総合して選考する。

(合格者の決定)

第26条 前条の選考による合格者の決定は、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第27条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を終えた者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第28条 学長は、他の大学院に在学する者又は大学院を退学した者で大学院へ転入学又は再入学を志願するものがある場合は、欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

第29条 削除

(転入学、再入学等の場合の取扱い)

第30条 第28条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第6章 留学、休学、転学、復学、退学及び除籍

(留学)

第30条の2 外国の大学院等で授業科目の履修又は研究指導を受けることを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 第15条の2の規定は、前項の規定による留学の場合に準用する。

(休学)

第31条 疾病その他やむを得ない事由により2月以上修学することができない者は、保証人連署をもって、医師の診断書又は詳細な理由書を提出のうえ、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学を命ずること

ができる。

(休学期間)

第31条の2 休学期間は、その年度の終わりまでとする。ただし、特別の事情があるときは翌年度の
終りまで延長することができる。

2 休学期間は、通算して、修士課程又は博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3
年、博士課程(医学専攻)にあつては4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間には算入しない。

(復学)

第31条の3 休学期間中にその事由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第31条の4 他の大学院に転学しようとする者は、保証人連署をもって、詳細な事由を記した転学願
を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(転専攻)

第31条の5 転専攻は認めない。

(退学)

第31条の6 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署をもって、詳細
な事由を記した退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条の7 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第7条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第31条の2第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (4) 第33条に規定する授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

第32条 学生として表彰に値する行為があつた者は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第32条の2 本学則、その他本学の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、
学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 停学の期間が2月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

5 懲戒に関する手続は、別に定める。

第8章 特別聴講学生、特別研究学生、外国人留学生及び科目等履修生

(特別聴講学生等)

第32条の3 学長は、他の大学院の学生で、大学院において特定の授業科目を履修することを志願す
る者があつたときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生としての入学を許可することがあ
る。

2 学長は、他の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けることを志願する者があつたときは、
当該大学院との協議に基づき、特別研究学生としての入学を許可することがある。

3 特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第32条の4 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志
願する者があつたときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、外国人留学生として入学
を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第32条の5 学長は、大学院所定の授業科目中、一科目又は数科目について履修を志願する者があるときは、第1条に規定する目的の達成に支障のない場合に限り、選考のうえ、当該科目を履修することができる者(以下「科目等履修生」という。)としての入学を許可することができる。

第32条の6 第23条の規定は、科目等履修生の場合についてこれを準用する。

第32条の7 科目等履修生で授業科目を履修し、試験に合格したものに対しては、当該授業科目の単位修得の認定を行うことができる。

2 第16条及び第17条の規定は、前項の授業科目の単位修得の認定についてこれを準用する。

3 学長は、前項の規定により単位修得を認定された者には、当該授業科目の単位修得証明書を授与することができる。

第32条の8 その他科目等履修生の入学及び履修等に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第33条 検定料、入学料及び授業料の額は、次のとおりとする。

検定料 30,000円

入学料 282,000円

授業料(年額) 535,800円

2 前項の授業料は、年額の2分の1に相当する額を、毎年4月及び10月のそれぞれの月の末日までに納入しなければならない。

3 研究科の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き研究科の博士後期課程又は博士課程(医学専攻)に入学する者に係る入学料は、徴収しない。

(休学の場合における授業料)

第33条の2 第31条の規定により休学をする者の授業料は、月割計算により、休学した日の前日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までに相当する額を免除する。

(復学の場合における授業料)

第33条の3 前学期又は後学期の中途において復学した者の当該学期の授業料は、月割計算により、復学した日の属する月から次の納入期の前月までに相当する額を、復学した月の末日までに納入しなければならない。

(退学等の場合における授業料)

第33条の4 前学期又は後学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。ただし、死亡した者及び行方不明又は授業料の未納を理由として除籍された者の未納の授業料についてはこの限りでない。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第33条の5 経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び学生の学資を主として負担している者が不慮の災害等を受け、授業料の納入が困難と認められる者については、本人の申請により、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(免除又は猶予事由の消滅に伴う授業料)

第33条の6 前条の規定により授業料を免除され、又は徴収を猶予されている者が、その理由を失ったときは、その月から所定の期日に授業料を納入しなければならない。

(既納の検定料、入学料及び授業料)

第33条の7 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第33条の2により免除された授業料については、その相当額を復学後の授業料に充当する。

(特別聴講学生等の検定料、入学料及び授業料)

第33条の8 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料は徴収しない。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額は、次のとおりとする。

特別聴講学生 1単位 14,800円

特別研究学生 月額 29,700円

- 3 他の大学院との交流を図ることを目的に、授業料を相互に不徴収とする条件を付した協定により受け入れる他の大学院の学生の授業料は、徴収しない。
- 4 第2項の授業料は、授業科目の履修又は研究指導を受ける期間を6月ごとに2期に区分し、当該期の額を当初の月に納入しなければならない。ただし、授業科目の履修又は研究指導を受ける期間が6月未満であるときは、その期間分に相当する額を当初の月に納入するものとする。
- 5 既納の授業料は、返還しない。

(科目等履修生の検定料、入学料及び授業料)

第33条の9 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、次のとおりとする。

検定料 10,000円

入学料 28,200円

授業料 1単位 14,800円

- 2 前項に規定する入学料は、入学を許可されるときに納入しなければならない。
- 3 第1項に規定する授業料は、履修する授業科目の授業が始まる学期において全額をそれぞれ納入しなければならない。
- 4 第1項に規定する検定料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)については、免除又は徴収猶予は行わない。
- 5 既納の授業料等は、返還しない。

第10章 雑則

(学生準則の準用)

第34条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関する必要な事項については、産業医科大学学生準則(昭和53年規則第11号)を準用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度から昭和61年度までの各年度ごとの学生の総定員は、第5条の規定にかかわらず、次によるものとする。

昭和59年度 40名

昭和60年度 80名

昭和61年度 120名

- 3 第21条第2項の規定は、同条第1項の規定により博士課程を修了した者に学位を授与した後から適用する。
- 4 昭和59年度において入学した学生の同年度に係る授業料の額は、第33条第1項の規定にかかわらず、前学期及び後学期において、それぞれ次の表に定める額とする。

	前学期	後学期
授業料	108,000円	126,000円

附 則(昭和60年6月1日)

この学則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日)

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年度以前に入学した学生に係る授業料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和62年度の入学に係る検定料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和63年3月1日)

この学則は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則(平成元年3月3日)

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者に係る授業料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大

学院学則（以下「改正後の学則」という。）第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成元年度入学者の同年度に係る授業料の額は、この学則による改正後の学則第33条第1項の規定にかかわらず、前学期及び後学期において、それぞれ次の表に定める額とする。

	前学期	後学期
授業料	168,000円	169,800円

- 4 この学則の施行の際現に在学する特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料の額は、その在学期間（在学期間が延長された場合であつて、当該延長在学期間が平成元年4月1日以降に始まるものを除く。）が満了するまでの間は、この学則による改正後の学則第33条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成2年2月28日）

この学則は、平成2年3月1日から施行する。

附 則（平成3年2月27日）

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
2 この学則の施行日前に入学した者に係る授業料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年8月27日）

- 1 この学則は、平成3年9月1日から施行する。
2 平成3年度の転入学又は再入学に係る検定料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年8月27日）

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
2 平成3年10月1日以後において平成3年度の転入学者又は再入学者の入学を許可するときに徴収する入学料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第33条第1項の規定にかかわらず、200,000円とする。

附 則（平成3年11月12日）

この学則は、平成3年11月12日から施行し、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則の規定は、同年7月1日から適用する。

附 則（平成4年5月27日）

この学則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成5年3月10日）

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
2 この学則の施行日前に入学した者に係る授業料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この学則の施行の際現に在学する特別聴講学生及び特別研究学生で平成5年3月31日以前に入学したものに係る授業料の額は、その在学期間（在学期間が延長された場合であつて、当該延長在学期間が平成5年4月1日以後に始まるものを除く。）が満了するまでの間は、改正後の学則第33条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年8月23日）

- 1 この学則は、平成5年9月1日から施行する。
2 平成5年度の転入学又は再入学に係る検定料の額及び転入学者又は再入学者の入学を許可するときに徴収する入学料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月1日）

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
2 この学則の施行日前に入学した者に係る授業料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この学則の施行の際現に在学する特別聴講学生及び特別研究学生で平成7年3月31日以前に入学したものに係る授業料の額は、その在学期間（在学期間が延長された場合であつて、当該延長在学期間が平成7年4月1日以後に始まるものを除く。）が満了するまでの間は、改正後の学則第33条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年12月4日）

この学則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成8年5月28日）

- 1 この学則は、平成8年6月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者に係る授業料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の際現に在学する特別聴講学生及び特別研究学生（以下「特別聴講学生等」という。）並びに施行日の翌日から平成9年3月31日までの間に入学し、又は在学期間が延長される特別聴講学生等に係る授業料の額は、その在学期間が満了するまでの間は、改正後の学則第33条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年5月28日）

- 1 この学則は、平成9年6月1日から施行する。
- 2 平成9年度の転入学又は再入学に係る検定料の額及び転入学者又は再入学者の入学を許可するときに徴収する入学料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年5月27日）

- 1 この学則は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者に係る授業料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の際現に在学する特別聴講学生及び特別研究学生（以下「特別聴講学生等」という。）並びに施行日の翌日から平成11年3月31日までの間に入学し、又は在学期間が延長される特別聴講学生等に係る授業料の額は、その在学期間が満了するまでの間は、改正後の学則第33条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年5月26日）

- 1 この学則は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 平成11年度の転入学者又は再入学者の入学を許可する時に徴収する入学料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月2日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者に係る授業料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の際現に在学する特別聴講学生及び特別研究学生で平成13年3月31日以前に入学したものに係る授業料の額は、その在学期間（在学期間が延長された場合であつて、当該延長在学期間が平成13年4月1日以後に始まるものを除く。）が満了するまでの間は、改正後の学則第33条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年5月31日）

- 1 この学則は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 平成13年度の転入学者又は再入学者の入学を許可するときに徴収する入学料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月4日）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者に係る授業料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

る。

- 3 この学則の施行の際現に在学する特別聴講学生及び特別研究学生で平成15年3月31日以前に入学したものに係る授業料の額は、その在学期間（在学期間が延長された場合であつて、当該延長在学期間が平成15年4月1日以後に始まるものを除く。）が満了するまでの間は、改正後の学則第33条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月10日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月14日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2 この学則の施行日前に入学した者に係る授業料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月10日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
2 この学則の施行日前に入学した特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）第33条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 この学則の施行日に現に在学する特別聴講学生及び特別研究学生で、平成20年3月31日以前に入学したものに係る授業料の額は、その在学期間（在学期間が延長された場合であつて当該延長在学期間が平成20年4月1日以後に始まるものを除く。）が満了するまでの間は、改正後の学則第33条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月30日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2 生体適応系専攻、環境・産業生態系専攻、障害機構系専攻及び生体情報系専攻については、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）第4条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとする。
3 平成25年度から平成27年度までの医学専攻、生体適応系専攻、環境・産業生態系専攻、障害機構系専攻及び生体情報系専攻の学生の収容定員は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず、次によるものとする。

平成25年度	医学専攻	40名
	生体適応系専攻	30名
	環境・産業生態系専攻	30名
	障害機構系専攻	30名
	生体情報系専攻	30名
平成26年度	医学専攻	80名
	生体適応系専攻	20名
	環境・産業生態系専攻	20名
	障害機構系専攻	20名
	生体情報系専攻	20名
平成27年度	医学専攻	120名
	生体適応系専攻	10名
	環境・産業生態系専攻	10名
	障害機構系専攻	10名
	生体情報系専攻	10名

- 4 この学則による改正後の学則の規定は、この学則の施行日以後に大学院に入学した者から適用する。
5 この学則の施行日前に大学院に入学した者については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年8月22日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度の産業衛生学専攻及び看護学専攻の学生の収容定員は、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、次によるものとする。

平成26年度	産業衛生学専攻	10名
	看護学専攻	5名

附 則（平成25年11月11日）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月31日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度から平成29年度までの産業衛生学専攻（後期課程）の学生の収容定員は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず、次によるものとする。

平成28年度	産業衛生学専攻（後期課程）	5名
平成29年度	産業衛生学専攻（後期課程）	10名

附 則（平成28年3月7日）

- 1 この学則は、平成28年3月7日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に平成28年度の入学を許可するときに徴収する入学料の取扱いについては、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則第33条第3項の規定に基づいて行うものとする。

附 則（平成28年5月30日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の産業医科大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）の別表医学専攻の専門領域科目（以下「別表科目」という。）の規定は、この学則の施行日以後に医学専攻に入学した者から適用する。
- 3 この学則の施行日前に医学専攻、生体適応系専攻、環境・産業生態系専攻、障害機構系専攻又は生体情報系専攻（以下「医学専攻等」という。）に入学した者の履修認定に係る授業科目名については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行日前に医学専攻等に入学し、現に在学する者にあつては、改正後の学則の別表科目中、救急医学特論、救急医学演習、救急医学実習、救急医学論文指導及び救急科専門医養成講座の授業科目を履修することができる。

附 則（平成29年3月14日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度の入学を志願する者で、この学則の施行日前に、産業医科大学大学院学則第25条の規定に基づいて選考が行われるものについては、この学則による改正後の産業医科大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）第23条の規定に基づく入学の資格を有するものとする。
- 3 この学則の施行日前に大学院に在学中の者については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月8日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学し、現に在学する者のうち、改正後の産業医科大学大学院学則第7条の2に規定する長期履修を希望するものについては、この規定を適用することができる。

附 則（令和元年5月31日）

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和元年6月4日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の産業医科大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）の規定は、この学則の施行日以後に大学院に入学した者から適用する。
- 3 この学則の施行日前に大学院に入学した者については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

附 則（令和3年3月18日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に医学専攻及び産業衛生学専攻に入学した者の履修認定に係る授業科目名については、改正後の産業医科大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月23日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に医学専攻及び産業衛生学専攻に入学した者の履修認定に係る授業科目については、改正後の産業医科大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年5月31日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 令和6年度から令和7年度までの産業衛生学専攻（博士後期課程）の学生の収容定員は、改正後の産業医科大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、次によるものとする。

令和6年度 産業衛生学専攻（博士後期課程） 18名

令和7年度 産業衛生学専攻（博士後期課程） 21名

別表 授業科目、単位及び履修方法

◎医学専攻

○共通科目

授業科目	単位数	必修・選択の別
産業医学研究基盤コース※1	2	必修
医学研究概論	2	必修
産業医学特論※1	1	必修
医学英語特別コース	1	必修

○専門領域科目

授業科目	単位数	必修・選択の別
解剖学特論	6	選択
解剖学演習	6	選択
解剖学実習	6	選択
解剖学論文指導	6	選択
組織学特論	6	選択
組織学演習	6	選択
組織学実習	6	選択
組織学論文指導	6	選択
法医学特論	6	選択
法医学演習	6	選択
法医学実習	6	選択
法医学論文指導	6	選択
法医認定医養成講座	2	選択
生化学特論	6	選択
生化学演習	6	選択
生化学実習	6	選択
生化学論文指導	6	選択
腫瘍生化学特論※2	1	選択
がんゲノム情報解析I※2	1	選択
分子生物学特論	6	選択
分子生物学演習	6	選択
分子生物学実習	6	選択
分子生物学論文指導	6	選択

腫瘍分子生物学※ 2	1	選択
免疫学特論	6	選択
免疫学演習	6	選択
免疫学実習	6	選択
免疫学論文指導	6	選択
腫瘍免疫学※ 2	2	選択
病理形態学特論	6	選択
病理形態学演習	6	選択
病理形態学実習	6	選択
病理形態学論文指導	6	選択
病理専門医養成講座Ⅱ	2	選択
腫瘍病理学※ 2	0.5	選択
神経生理学特論	6	選択
神経生理学演習	6	選択
神経生理学実習	6	選択
神経生理学論文指導	6	選択
細胞生理学特論	6	選択
細胞生理学演習	6	選択
細胞生理学実習	6	選択
細胞生理学論文指導	6	選択
薬理学特論	6	選択
薬理学演習	6	選択
薬理学実習	6	選択
薬理学論文指導	6	選択
衛生学特論※ 1	6	選択
衛生学演習	6	選択
衛生学実習	6	選択
衛生学論文指導	6	選択
労働衛生工学特論※ 1	6	選択
労働衛生工学演習	6	選択
労働衛生工学実習	6	選択
労働衛生工学論文指導	6	選択
環境衛生化学特論※ 2	0.5	選択
環境疫学特論※ 1	6	選択
環境疫学演習	6	選択
環境疫学実習	6	選択
環境疫学論文指導	6	選択
環境産業疫学特論※ 2	0.5	選択
集団健診論※ 2	0.25	選択
公衆衛生学特論※ 1	6	選択
公衆衛生学演習	6	選択
公衆衛生学実習	6	選択
公衆衛生学論文指導	6	選択
計量分析疫学特論※ 2	0.75	選択
寄生虫学特論	6	選択
寄生虫学演習	6	選択
寄生虫学実習	6	選択

寄生虫学論文指導	6	選択
産業保健管理学特論※ 1	6	選択
産業保健管理学演習	6	選択
産業保健管理学実習	6	選択
産業保健管理学論文指導	6	選択
神経内科学特論	6	選択
神経内科学演習	6	選択
神経内科学実習	6	選択
神経内科学論文指導	6	選択
神経内科専門医養成講座	2	選択
精神医学特論	6	選択
精神医学演習	6	選択
精神医学実習	6	選択
精神医学論文指導	6	選択
精神科専門医・精神保健指定医養成講座	2	選択
職業性中毒学特論※ 1	6	選択
職業性中毒学演習	6	選択
職業性中毒学実習	6	選択
職業性中毒学論文指導	6	選択
がん患者の職場復帰と産業医の役割※ 2	1	選択
病態制御内科学特論	6	選択
病態制御内科学演習	6	選択
病態制御内科学実習	6	選択
病態制御内科学論文指導	6	選択
リウマチ専門医養成講座	2	選択
糖尿病専門医・内分泌専門医養成講座	2	選択
病態病理学特論	6	選択
病態病理学演習	6	選択
病態病理学実習	6	選択
病態病理学論文指導	6	選択
病理専門医養成講座 I	2	選択
細胞診専門医養成講座	2	選択
環境発癌※ 2	0.5	選択
T N M分類・病期診断※ 2	0.5	選択
微生物学特論	6	選択
微生物学演習	6	選択
微生物学実習	6	選択
微生物学論文指導	6	選択
消化器内分泌外科学特論	6	選択
消化器内分泌外科学演習	6	選択
消化器内分泌外科学実習	6	選択
消化器内分泌外科学論文指導	6	選択
外科専門医養成講座	2	選択
腹部障害特論※ 2	0.5	選択
腹部外科腫瘍学※ 2	0.5	選択
腹部外科再建外科学※ 2	1	選択
がん治療の基本原則 I ※ 2	1	選択

胸部外科学特論	6	選択
胸部外科学演習	6	選択
胸部外科学実習	6	選択
胸部外科学論文指導	6	選択
呼吸器外科専門医養成講座	2	選択
乳腺外科専門医養成講座	2	選択
胸部障害再建外科学※2	1	選択
がんゲノム情報解析Ⅱ※2	1	選択
整形外科学特論	6	選択
整形外科学演習	6	選択
整形外科学実習	6	選択
整形外科学論文指導	6	選択
整形外科専門医養成講座	2	選択
リハビリテーション医学特論	6	選択
リハビリテーション医学演習	6	選択
リハビリテーション医学実習	6	選択
リハビリテーション医学論文指導	6	選択
リハビリテーション専門医養成講座	2	選択
消化器内科学特論	6	選択
消化器内科学演習	6	選択
消化器内科学実習	6	選択
消化器内科学論文指導	6	選択
皮膚科学特論	6	選択
皮膚科学演習	6	選択
皮膚科学実習	6	選択
皮膚科学論文指導	6	選択
皮膚科専門医養成講座	2	選択
泌尿器科学特論	6	選択
泌尿器科学演習	6	選択
泌尿器科学実習	6	選択
泌尿器科学論文指導	6	選択
泌尿器科専門医養成講座	2	選択
がん診療体制の整備とがん診療における医療連携※2	1	選択
循環器学特論	6	選択
循環器学演習	6	選択
循環器学実習	6	選択
循環器学論文指導	6	選択
循環器専門医養成講座	2	選択
腎臓学特論	6	選択
腎臓学演習	6	選択
腎臓学実習	6	選択
腎臓学論文指導	6	選択
腎臓専門医養成講座	2	選択
放射線科学特論	6	選択
放射線科学演習	6	選択
放射線科学実習	6	選択
放射線科学論文指導	6	選択

放射線科専門医養成講座	2	選択
放射線腫瘍学※ 2	3	選択
呼吸器内科学特論	6	選択
呼吸器内科学演習	6	選択
呼吸器内科学実習	6	選択
呼吸器内科学論文指導	6	選択
呼吸器内科専門医養成講座	2	選択
人間工学特論※ 1	6	選択
人間工学演習	6	選択
人間工学実習	6	選択
人間工学論文指導	6	選択
脳神経外科学特論	6	選択
脳神経外科学演習	6	選択
脳神経外科学実習	6	選択
脳神経外科学論文指導	6	選択
脳神経外科専門医養成講座	2	選択
眼科学特論	6	選択
眼科学演習	6	選択
眼科学実習	6	選択
眼科学論文指導	6	選択
眼科専門医養成講座	2	選択
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学特論	6	選択
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学演習	6	選択
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学実習	6	選択
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学論文指導	6	選択
耳鼻咽喉科専門医養成講座	2	選択
麻酔科学特論	6	選択
麻酔科学演習	6	選択
麻酔科学実習	6	選択
麻酔科学論文指導	6	選択
麻酔科専門医養成講座	2	選択
緩和ケアの基本概念と実践※ 2	3	選択
産科婦人科学特論	6	選択
産科婦人科学演習	6	選択
産科婦人科学実習	6	選択
産科婦人科学論文指導	6	選択
臨床腫瘍診断学※ 2	0.5	選択
小児科学特論	6	選択
小児科学演習	6	選択
小児科学実習	6	選択
小児科学論文指導	6	選択
小児科専門医養成講座	2	選択
救急医学特論	6	選択
救急医学演習	6	選択
救急医学実習	6	選択
救急医学論文指導	6	選択
救急科専門医養成講座	2	選択

がん治療の基本原則Ⅱ※2	2	選択
各種がんの治療※2	2	選択
がんの生命倫理、法的経済的問題、心理社会的側面※2	2	選択

※1 指定科目（産業医学関連科目）

※2 がん専門医師養成科目

注 履修する単位の内訳

共通科目6単位、専門領域科目30単位、計36単位以上（指定科目6単位を含む）を履修する。

ただし、がん医療及び研究において高度な専門的知識及び技能の修得を希望する学生は、共通科目6単位、専門領域科目30単位、計36単位以上（がん専門医師養成科目24単位を含む）を履修する。

◎産業衛生学専攻（前期課程）

○共通科目

授業科目	単位数	必修・選択の別
産業医学研究基盤コース	1	必修
医学英語特別コース	1	必修
産業衛生学研究概論	4	必修
環境物理学	2	必修
環境化学	2	必修
環境生物学	2	必修

○専門領域科目

授業科目	単位数	必修・選択の別
職業性腫瘍学特論	4	選択
職業性腫瘍学演習	4	選択
職業性腫瘍学実習	4	選択
職業性腫瘍学論文指導	6	選択
呼吸病態学特論	4	選択
呼吸病態学演習	4	選択
呼吸病態学実習	4	選択
呼吸病態学論文指導	6	選択
産業保健経営学特論	4	選択
産業保健経営学演習	4	選択
産業保健経営学実習	4	選択
産業保健経営学論文指導	6	選択
産業精神保健学特論	4	選択
産業精神保健学演習	4	選択
産業精神保健学実習	4	選択
産業精神保健学論文指導	6	選択
健康開発科学特論	4	選択
健康開発科学演習	4	選択
健康開発科学実習	4	選択
健康開発科学論文指導	6	選択
作業関連疾患予防学特論	4	選択
作業関連疾患予防学演習	4	選択
作業関連疾患予防学実習	4	選択
作業関連疾患予防学論文指導	6	選択
放射線衛生管理学特論	4	選択
放射線衛生管理学演習	4	選択
放射線衛生管理学実習	4	選択

放射線衛生管理学論文指導	6	選択
災害産業保健学特論	4	選択
災害産業保健学演習	4	選択
災害産業保健学実習	4	選択
災害産業保健学論文指導	6	選択
医学概論特論	4	選択
医学概論演習	4	選択
医学概論実習	4	選択
医学概論論文指導	6	選択
両立支援科学特論	4	選択
両立支援科学演習	4	選択
両立支援科学実習	4	選択
両立支援科学論文指導	6	選択
作業環境管理学特論	4	選択
作業環境管理学演習	4	選択
作業環境管理学実習	4	選択
作業環境管理学論文指導	6	選択
産業衛生工学特論	4	選択
産業衛生工学演習	4	選択
産業衛生工学実習	4	選択
産業衛生工学論文指導	6	選択
産業人間工学特論	4	選択
産業人間工学演習	4	選択
産業人間工学実習	4	選択
産業人間工学論文指導	6	選択
安全衛生マネジメント学特論	4	選択
安全衛生マネジメント学演習	4	選択
安全衛生マネジメント学実習	4	選択
安全衛生マネジメント学論文指導	6	選択
産業保健疫学特論	4	選択
産業保健疫学演習	4	選択
産業保健疫学実習	4	選択
産業保健疫学論文指導	6	選択
産業医学実装科学特論	4	選択
産業医学実装科学演習	4	選択
産業医学実装科学実習	4	選択
産業医学実装科学論文指導	6	選択
高年齢労働者社会医学特論	4	選択
高年齢労働者社会医学演習	4	選択
高年齢労働者社会医学実習	4	選択
高年齢労働者社会医学論文指導	6	選択

注 履修する単位の内訳

共通科目12単位、専門領域科目18単位、計30単位以上を履修する。

◎産業衛生学専攻（後期課程）

○共通科目

授業科目	単位数	必修・選択の別
産業衛生学特論	2	必修

○専門領域科目

授業科目	単位数	必修・選択の別
職業病態学特別論文指導	8	選択
産業健康科学特別論文指導	8	選択
有害業務管理学特別論文指導	8	選択
産業疫学・医学概論特別論文指導	8	選択
産業衛生工学特別論文指導	8	選択
産業保健マネジメント学特別論文指導	8	選択

注 履修する単位の内訳

共通科目 2 単位、専門領域科目 8 単位、計 10 単位以上を履修する。

◎看護学専攻

○共通科目

授業科目	単位数	必修・選択の別
看護研究方法論（基礎）	2	必修
英語文献講読	2	必修
医療統計学	2	必修
看護倫理学	1	必修
看護理論特論	1	必修
看護研究基盤コース	1	選択
医学英語特別コース	1	選択

○専門基礎科目

授業科目	単位数	必修・選択の別
疾病治療論	2	※
臨床看護研究	2	※
看護教育論	2	※
看護研究方法論（応用）	2	※
ヘルスリテラシー特論	1	選択
地域包括ケアシステム特論	1	選択
国際保健学	1	選択

○専門科目

授業科目	単位数	必修・選択の別
健康支援・高齢者支援看護学特論	2	選択
健康支援・高齢者支援看護学演習Ⅰ	2	選択
健康支援・高齢者支援看護学演習Ⅱ	2	選択
生活支援看護学特論	2	選択
生活支援看護学演習Ⅰ	2	選択
生活支援看護学演習Ⅱ	2	選択
母子支援看護学特論	2	選択
母子支援看護学演習Ⅰ	2	選択
母子支援看護学演習Ⅱ	2	選択
コミュニティ看護学特論	2	選択
コミュニティ看護学演習Ⅰ	2	選択
コミュニティ看護学演習Ⅱ	2	選択
看護管理学特論	2	選択
看護管理学演習Ⅰ	2	選択
看護管理学演習Ⅱ	2	選択
メンタルヘルス看護学特論	2	選択

メンタルヘルス看護学演習Ⅰ	2	選択
メンタルヘルス看護学演習Ⅱ	2	選択

○看護学特別研究

授業科目	単位数	必修・選択の別
看護実践・看護技術開発コース	10	必修
看護教育・人材育成コース	10	必修

注 履修する単位の内訳

共通科目 8 単位、専門基礎科目 6 単位、専門科目 6 単位、看護学特別研究 10 単位、計 30 単位以上を履修する。

※印は、選択するコースにより必修又は選択とする。